

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

沖縄県では、精神または身体の重度障がいのため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児福祉手当（特別障害者手当）を支給しています。

支給対象者	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20歳未満の在宅の障がい児 で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合
	特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上の在宅の障がい者 で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合
支給制限	手当を請求する方、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 14,180円（平成26年3月まで）
	特別障害者手当	月額 26,080円（平成26年3月まで）
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、3ヶ月分が振り込まれます。	
申請手続	認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、福祉部介護支援課障害支援係へ提出してください。 なお、認定請求書などは福祉部介護支援課または南部福祉保健所に備えていますので、お問い合わせください。	

※手当の額については消費者物価指数の動向により、変更される場合があります。

お問い合わせ

福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013 (内線192)
沖縄県南部福祉保健所総務福祉班 ☎889-6364



2月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
2月5日	水	ベビースクールⅠ	H25.8.3生まれ～H25.10.2生まれ	中央公民館	13:30～
2月6日	木	3歳児健診	H22.9.23生まれ～H22.10.19生まれ	中央公民館	13:30～14:15
2月9日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00～
2月12日	水	ベビースクールⅡ	H25.8.3生まれ～H25.10.2生まれ	社会福祉センター	13:30～
2月13日	木	1歳半健診	H24.6.8生まれ～H24.7.7生まれ	中央公民館	13:30～14:15
2月20日	木	ベビースクールⅢ	H25.8.3生まれ～H25.10.2生まれ	社会福祉センター	10:00～
2月24日	月	BCG	3ヶ月～1歳未満	沖縄県総合保健協会	15:30～16:00
2月27日	木	2歳児歯科健診	H23.9.3生まれ～H23.11.30生まれ	中央公民館	13:30～15:00
3月6日	木	3歳児健診	H22.10.20生まれ～H22.11.15生まれ	中央公民館	13:30～14:15
3月9日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00～

平成26年度保育所入所申込 源泉徴収票及び確定申告書提出のお願い

○平成26年度の保育所入所申込をされたみなさまへ

保育料は、保護者の所得税や町県民税によって計算されます。下の表をご覧くださいの上、必要書類の提出をお願いします。期限内に提出がない場合は、**最高階層**での保育料が計算されますのでご注意ください。

○在園児・新規申込みに関わらず、原則として福祉部福祉課への提出をお願いします。

申告の手続きは平成26年2月17日（月）から始まります。申告時は大変な混雑が予想されます。早めに申告をして、申告書のコピー（受付印があるもの）など、申告内容が分かるものを提出してください。

○両親のどちらかが源泉徴収票でもう一方が申告をする場合は、申告の提出期限に合わせて両親分まとめて提出してください。



申告の状況	提出書類	提出期限
勤務の方（会社が申告）	◆「平成25年分源泉徴収票」のコピー（年末調整済のもの） ※福祉部福祉課が指定する様式に貼り付けて、提出してください。 ※2か所以上から源泉徴収票・支払調書の発行を受けている方は、全て提出してください。	※提出期限が過ぎて います。お早めに 提出してください。
確定申告をしている方 （税務署で申告）※青色・白色	◆「平成25年分所得税確定申告書」のコピー（税務署受付印あり） ※電子申告した方は、「内容確認票」または申告内容が記載された帳票を印刷して提出してください。	平成26年 2月28日（金）
町県民税申告をしている方 （西原町役場で申告）	◆「平成26年度町県民税申告書」のコピー 総務部税務課の受付印があるもの	平成26年 2月28日（金）
西原町に転入された方 （平成25年1月2日以降）	◆「平成25年度所得課税証明書」のコピー ※平成25年1月1日にお住まいの市町村発行の「平成25年度所得課税証明書」を提出してください。	※提出期限が過ぎて います。お早めに 提出してください。

●扶養に入っている方でも、就労して収入のある場合は必ず上記「税の証明書類」を提出してください。（収入が全くない方で扶養に入っている方は、申告の必要はありません。）
●保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合は、同居者（児童の祖父母・叔父・叔母等）の税額も含めて保育料を算定することになります。その際は、同居者の証明書類も提出してください。
●保護者の方で祖父母や兄弟等の扶養に入っている場合は、その方の税の証明書類を提出してください。
●源泉徴収票に記載されているもの以外にも不動産収入やその他事業などの収入がある方は、確定申告をした際の申告書の写しを提出してください。
●平成25年度申込時に勤務証明書が出ているにも関わらず、町県民税申告等で相応の収入がない場合には調査し、虚偽がある場合は退所または入所できない場合があります。
●還付申告・修正申告をした場合は、その都度コピーを提出してください。

保育料について

保育料は保護者の所得税・町県民税をもとに算出します。平成22年の税制改正により、所得税・町県民税の「0～15歳の年少扶養控除」及び「16～18歳の特定扶養控除上乗せ部分」が廃止されました。保育料は所得税・町県民税等をもとに算出するため、扶養控除見直しに伴い、保育料にも影響がでています。



この影響により生じる保護者負担を軽減するため、保育料については扶養控除見直し前の旧税額を計算し算定します。その計算の際に、提出していただく源泉徴収票・申告書のコピーで、0～18歳（平成7年1月2日～平成25年12月31日生まれ）の方を扶養に入れているかを確認します。所得税については扶養を入れても税額は変わりませんが、保育料については減額になる可能性がありますので、職場に申請または確定申告等をする際はご確認をお願いします。



お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311